

# 3. 消費者契約法に関連する 主な裁判例

国民生活センター相談情報部調べ（2011年8月1日現在）

事件名	判決日	原告・反訴原告 (控訴人、上告人)	被告・反诉被告 (被控訴人、被上告人)	訴訟額	事件の概要 (原告・反訴原告(控訴人、上告人)の主張)
1. 既払金返還等請求事件	大津地裁長浜支部 平成21年10月2日判決	消費者	信販会社(2社)	687,750円	いわゆるデパート商法の被害にあった原告が、被告らに対し、加害者である衣類等販売業者の媒介でクレジット契約を締結した際、当該契約の重要事項について事実と異なることを告げられたとして、法4条・5条による取消し等を主張して、既払い金の返還等を求めた。(消費者一部勝訴)
2. 敷金返還請求控訴事件	さいたま地裁 平成22年3月18日判決	賃借人	賃貸人	97,000円	被控訴人からアパートの一室を賃借した控訴人が、賃貸借契約締結の際、被控訴人に交付した定額補修費は敷金である、仮に敷金でないとすれば、定額補修費を交付する旨の合意は法10条により無効である等と主張して、その返還等を求めた。原審は、定額補修費からベットの消毒費等を控除した残額の範囲で控訴人の請求を認めたが、控訴人が敗訴部分を不服として控訴した。(賃借人敗訴※控訴棄却)
3. 入居金返還請求事件	東京地裁 平成22年9月28日判決	消費者	有料老人ホーム運営業者	7,952,000円	被告との間で介護付有料老人ホームへ親族を入居させる旨の契約を締結した原告が、①当該契約に基づき被告に入居契約金を支払う旨の条項、②入居契約金の一部である一時入居金を契約締結時および入居後数年にわたり償却する旨の条項は法10条により無効である等と主張して、入居契約金のうち返還を受けていない部分の返還等を求めた。(消費者敗訴)
4. 不当利得返還等請求控訴、同附帯控訴事件	大阪高裁 平成22年10月8日判決	投資顧問業者	消費者	1,543,016円	控訴人との間で投資顧問契約を締結した被控訴人が、控訴人から断定的判断の提供や不実告知を受けたとして法4条による取消し等を主張して、登録費、会費および報酬の返還等を求めた。原審は、法4条による取消しの主張に基づき被控訴人の請求を一部認めたが、控訴人、被控訴人の双方が判決を不服として控訴・附帯控訴した。(消費者敗訴※附帯控訴棄却)
5. 不当条項使用差止等請求事件	神戸地裁 平成22年12月8日判決	適格消費者団体	旅行業者	なし (差止請求)	原告が、航空会社の発行する企業ポイントで旅行代金等が決済された後、旅行契約の取消しや変更があった場合にポイントを返還しない旨の契約条項は、法9条1号・10条に違反し無効であると主張して、①当該契約条項を含む旅行契約の締結の停止、②被告の運営するウェブサイト内のウェブページからの当該条項の削除、等を求めた。(適格消費者団体敗訴)
6. 建物賃料減額確認等反訴請求事件	東京地裁 平成23年2月24日判決	賃借人	賃貸人	676,000円	反訴被告から居住用建物を賃借した反訴原告が、礼金・更新料の支払合意は法10条により無効である等と主張して、これらの返還等を求めた。(賃借人一部勝訴)
7. 不当利得金返還請求事件	大阪地裁 平成23年3月4日判決	消費者	鋳物製造業者	200,000,000円	被告との間で梵鐘の製作を依頼する旨の契約をし、代金の一部を支払った原告が、契約の際、中途解約の場合は前払い金があるまま違約金となることを被告が故意に告げないで原告を誤信させ、契約締結に至ったとして、法4条による契約の取消し等を主張して代金返還等を求めた。(消費者一部勝訴)
8. 敷金返還等請求事件	最高裁 平成23年3月24日判決	賃借人	賃貸人	210,000円	被上告人から居住用建物を賃借した上告人が、賃貸借契約が終了し建物を明け渡す場合に、保証金の一部を控除し、これを被上告人が取得する旨の特約は法10条により無効であると主張して、保証金の未返還部分の返還等を求めた。原審は、当該特約が無効とはいえないとして上告人の請求を棄却したため、上告人がこれを不服として上告した。(賃借人敗訴)
9. 不当利得返還等請求事件	名古屋地裁 平成23年4月27日判決	消費者	保証人受託業者	1,358,753円	被告との間で家賃等債務の連帯保証を委託する旨の保証委託契約を締結した原告が、一度でも家賃滞納があれば当該契約は無催告解除後に自動更新され、解除更新料の支払いを要する旨の特約は法9条1号・10条により無効であると主張して、解除更新料の返還等を求めた。(消費者一部勝訴)
10. 更新料返還等請求本訴、更新料請求反訴、保証債務履行請求事件	最高裁 平成23年7月15日判決	賃借人	賃借人、連帯保証人	本訴：348,000円 反訴：76,000円	上告人から居住用建物を賃借した被上告人〔賃借人〕が、更新料を支払う旨の条項は法10条・借地借家法30条により無効であると主張して、更新料の返還等を求め、上告人は、更新料の支払い、保証債務の履行等を求めた。原審は、当該条項は法10条により無効であるとして被上告人〔賃借人〕の請求を認め、上告人の請求を棄却したため、上告人がこれを不服として上告した。(賃借人、連帯保証人敗訴)

(注) 2010年7月以降に当部で収集した判決の中で消費者契約法により判断した判決の一部である。